

## 平成28年第3回文化財保護審議会

日時：平成28年7月22日（金）午後6時30分～午後8時00分

場所：区役所第1庁舎5階庁議室

出席者：（委員）石野委員、内田委員、早乙女委員、重枝委員、外池委員、服部委員、藤原委員、堀内委員、山本（質）委員、山本（暉）委員

（欠席者）相澤委員、稲木委員

（事務局）工藤教育政策部長、土屋生涯学習・地域・学校連携課長、大谷文化財係長、村井民家園係長、大澤郷土資料館長

傍聴者：なし

資料：「（仮称）世田谷区文化財保存活用基本方針」（素案）の検討について

これまでの世田谷区における文化財の取組みについて

区内文化財の把握状況

今後のスケジュール

午後 6 時30分開会

事務局 本日は御多忙のところ御出席いただき、誠に感謝する。

初めに、開会に先立ち教育政策部長の工藤より御挨拶をさせていただきます。

事務局 本日は御多用の中、お時間を割いて本審議会の開催に御協力いただき、感謝する。

前は非常に活発に御意見をいただいた印象を強く持っている。今回は基本方針素案に向けての検討である。前回同様、忌憚のない御意見を活発に聞かせていただければと思っているので、よろしくをお願いしたい。

事務局 開会に移るので、議事の進行を山本会長にお願いする。

委員 只今より平成28年第3回世田谷区文化財保護審議会を開会する。

現在までのところ傍聴の申し込みはないが、会議開始後に傍聴の申し出があった際にはお諮りし、傍聴していただく形で取り扱わせていただきたい。

事務局から配付資料の確認を願いたい。

(配付資料確認)

委員 議題2、平成28年第2回文化財保護審議会議事録承認である。このことについては既に各委員に送付させていただいたが、各委員からの修正の連絡はなかったので、本議事録どおり承認することに異議ないか。

[承認]

委員 議題3、平成28年第3回審議会議事録署名は重枝委員と服部委員にお願いする。

[承認]

委員 議題4、「(仮称)世田谷区文化財保存活用基本方針(素案)」について審議を行いたい。事務局より資料に基づき説明願いたい。

事務局 お手元の資料「『(仮称)世田谷区文化財保護活用基本方針』(素案)の

検討について」に基づき御説明させていただく。

「1.文化財施策の課題整理」は、前回提示した区の課題を整理したものになる。大きな違いとして、課題1に「文化財とそれを取り巻く環境の保存」を追加した。周辺環境が大きく変化していく中、現在の文化財保護の状況を考えていくと、これまでのように教育委員会の文化財係だけで保護に取り組むのではなく、自然環境の保全や景観行政、まちなか観光等さまざまな部署と連携していくことが大切であること。また、区の歴史・文化を次世代に継承していくためには、文化財を単体で保存するだけでなく、周辺環境とあわせた一体的な保存が必要であることが本項目のポイントである。

課題2以降は前回お示しした内容を整理した上で再掲している。課題2は「郷土資料館を核とした郷土学習とネットワークの充実」、課題3は「民家園の事業の充実と次大夫堀公園民家園の再整備」、課題4が「代官屋敷の保存・活用の推進」、課題5が「地域の文化財の継承と伝統文化の担い手の育成」、裏面に移り課題6が「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした世田谷の歴史・文化の発信」、課題7が「将来の区史編纂に向けた取り組み」、課題8が「文化財の保存活用のための体制の整備」となっている。

右側「2.文化財保存活用の基本理念」、基本理念のポイントは、文化財の保存、文化財の活用、行政と地域社会との連携の3つであり、下の図にお示した。保存と活用を表裏一体で捉え、保存の活用の輪の中に地域住民の主體的活動を軸としている。そして、地域と行政が一体となって文化財の保存活用を支えるイメージになっている。地域社会による文化財の保存を推進することで地域が活性化し、さらなる文化祭の活用に繋がる。そして、文化財の活用により区民の文化財保護への意識がなお一層醸成される好循環を生み出していくことを目指していく。

以上の構成を踏まえ、次の紙の「3.文化財保存活用の基本方針」を説明する。

文化財の保存活用の基本方針 1、2 が保存に関する方針、基本方針 4、5 は活用に関する方針、基本方針 3 が区民による保存・活用の取り組みの推進で、保存及び活用両方に関するものとなっている。前回との違いとして、専門職員の育成等の体制整備については別に章立てを行った。それぞれで記載されているものは基本方針をさらにブレイクダウンした個別方針になる。また、個別方針、基本方針をもとにした取り組み事例についても記載している。

「基本方針 1 文化財とそれを取り巻く環境の一体的な保存の推進」では、未指定の文化財を含め、個々の文化財の保存はもちろん、文化財を取り巻く周辺環境まで含めた保存に関して盛り込んでいる。

「基本方針 2 文化財に関する総合的把握及び情報化の推進」、文化財の保存活用には文化財の調査が必要不可欠である。基本方針 2 は、区史編さんを見据え、文化財の調査に関して記載している。主な取り組み事例として、前回の審議会でも多く御指摘のあった未指定文化財を含む文化財リストの作成を挙げている。

「基本方針 3 地域住民が主体となった保存・活用の促進」では、保存・活用の両方にかかるものとして地域住民による取り組みの推進を記載している。地域における有形、無形文化財の保存継承を推進するとともに、地域住民、団体による保存活用に関する活動をサポートしていく。また、地域住民による保存活用の取り組みの支援のみならず、文化財ボランティアの育成、活用、そしてボランティアが活躍できるフィールドをマッチングさせる仕組みづくりも進めていきたいと考えている。

右上の「基本方針 4 世田谷の郷土を学べる場や機会の充実」、第 2 次世

田谷区教育ビジョンでは、郷土せたがやの豊かな歴史・文化を次代へ継承していく取り組みを推進することとしている。次世代に郷土せたがやの文化を伝えるために、郷土資料館を核とした郷土学習のネットワークを構築するとともに、子どもたちに世田谷の歴史・文化を継承していくために、学校教育を通じて図書館と連携しながら総合的な郷土学習の場を提供することを目指していく。また、文化財に関する普及啓発活動についても、さらに推進していく。

「基本方針5 世田谷の歴史・文化に関する情報の効果的な発信」、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として情報発信を強化していく。外国人向けのコンテンツの充実や多言語化への取り組みを通じて情報を発信していくとともに、まちなか観光や風景等と連携し、区の魅力である文化財について効果的に発信する。

下の「4.文化財保存活用の体制整備」、前回お示した骨子案では基本方針として記載させていただいたが、体制整備は文化財の保存・活用を支える基礎でもあり、基本方針ではなく、別に章を立てさせていただいた。文化財の保存・活用を推進するために、地域住民の協力はもちろん、大学等の研究機関等と連携して情報共有を行い、知識の向上を図ることが求められている。そのため、専門職員を育成するとともに、まちづくり関連部署等との連携を深めることで体制づくりを推進していく。

次のページの上「5.世田谷の歴史・文化を物語る文化財群を一体としてとらえる取り組みについて」、この取り組みは歴史・文化基本構想の関連文化財に相当するものとして位置づけるとともに、例えば世田谷遺産等、ネーミングについても考えていきたい。本基本方針では、未指定文化財を含めた保存活用が大きなテーマとなっている。未指定文化財を含めた区の歴史・文化を区民にわかりやすく発信していくために、ストーリーを設定し、世田谷の

歴史・文化を物語る文化財群を一体として捉える取り組みを行っていく。

今回は5つイメージとして挙げている。このように特定のテーマ、ストーリーを設定し、文化財等を歴史的、地域的関連性に基づき一定のまとまりとして発信していくことを考えている。この5つに関しては、あくまでイメージとして事務局が挙げさせていただいているものであるが、この文化財群を設定していく際には、区民が参加できるフィールドを設け、区民と協働しながら、このような文化財群を作ること考えている。

現在の検討状況に関する説明は以上である。

委員 事務局から説明いただいたものは(仮称)世田谷区文化財保護活用基本方針の素案に向けた検討資料になるが、前回の検討を踏まえた上で多少修正したものを加え、本日の資料になっていると思う。この基本方針の考え方について委員から御意見を伺いたい。あくまで基本方針なので、かなり理想的な活用基本方針を示しているとは思いますが、これを実際にどのように運営していくかは先の話になる。基本的な方針の中身について幾つもあるが、御質問でも提言でも結構なので御意見をいただければと思う。

委員 「郷土せたがや」という表現について、課題2の6行目は「郷土『世田谷』」と使っているが、他はほとんど「郷土『せたがや』」である。何か特別な意味があるのか。

事務局 「郷土『世田谷』」の表現を区の第2次教育ビジョンの文化財の保護に関する取り組みを進める箇所のフレーズとして使っている。これから調整は必要だと思うが、第2次教育ビジョンに基づいている。

委員 3つの表記があり、同じ文書の中ではどうかと思う。

事務局 統一する。

委員 平仮名で統一する意思があるのか、それとも正式な漢字で表記するのかわかると分違うと思う。

事務局 教育ビジョンが漢字なので、そこを踏襲しようと思っているが、この中でア  
ピールする際、どのように区民の方に伝わるか考えていきたい。

事務局 混乱しないようにしたい。

委員 「せたがや」と表現すると、プラスアルファのイメージが加わっているの  
ではないかという印象がある。

事務局 漢字にすると自治体の枠組みがイメージされてしまう点も踏まえて検討し  
たい。

委員 課題1の最後に5つ文言が書いてあるうち、「保存が困難な状況に対す  
る適切な記録保存、移築復元への対応」とあるが、最初から保存しないと  
受けとめられる。文化財を保存していこうという姿勢の中では、こういう  
表現は余り良くないと思う。というのは、ここに「記録保存」とあるが、  
記録保存も保存という言葉で、文化財が保存されていると受け取られてし  
まう。文化財を保存するというのは、文化財の持つ歴史的・文化的な価値  
の保存であり、恐らくこれで想定されているのは遺跡が開発計画で壊され  
るときに発掘調査をし、報告書として残す。それはあくまでも報告書が残  
るのであって遺跡は残らない。一般的に「記録保存」と言うが、文化財を  
残す保存ではなく、開発によって壊された遺跡を記録し、記録として残す  
ことで、同じ保存という言葉でも意味が違うので誤解を受けやすい気がす  
る。

あと「移築復元」は恐らく建造物で、その場所に維持できないので、ど  
こかほかの場所、公園とか民家園に保存する。その場合には建造物の形は  
残る。この辺、もう少し適切な表現は出来ないのか。

事務局 埋蔵文化財だけではないとは思っている。重枝委員や堀内委員に協力し  
ていただいているが、建造物とか不動産に固着しているものは、今の世田  
谷の状況では保存するのが難しい。ただ、そういうものがどんどん失われ

ていってしまっは世田谷の歴史やかつての文化を伝えていくことができない。「記録保存」という言葉がひとり歩きして保存にかわるものだと受けとめられても困るが、我々が次に継承していく中には、失われてしまったものをきちんと後づけていくことも必要なのではないかという思いで加えたもので、残さないから記録保存で良いということではない。移築復元についても、世田谷では民家園等で古民家の移築復元に取り組んできたが、近代建築になると難しい状況である。実際に建物があつた記憶、写真等をしっかりと記録にとどめ、伝えていくことも今回の基本方針の中では位置づけなければいけないのではないかという思いでこの項目を入れた。

ただ、表現については、早乙女委員がおっしゃるように、記録保存が保存にかわつた免罪符になるという捕えられ方になるのであれば、表現についてもこれから素案を検討する中で改めていきたい。

委員 「記録保存」という言葉は埋蔵文化財でよく使われていて、行政的な用語である。保存と言うが、実際は記録を取っているだけである。保存という言葉が適当でなければ、適切な記録化等表現を変えた方が良いのではないか。

委員 指摘は重々重く受けとめてさせていただくが、我々がこういう項目を入れたいと思っているのは、記録や記憶の部分をきちんと残せる取り組みもしっかりと決めておかないと、無くなるままに任せてしまうのは、どんどん開発が進む中で失われてしまうのに何もしないのかということにつながりかねないので、ここの項目を入れている。「記録保存」という使い方が問題であれば、表現は十分考慮させていただく。

委員 保存が困難でなくても、例えばお祭りや郷土芸能を記録して現在残している。文化財は無くなるから記録するわけではなく、現在も続いて残っているものを記録していく。それは非常に重要で、お寺とか仏像も全て写真



を撮ったり、データを取ったりして、仏像は壊されないが、記録を取って  
いく姿勢で使うならいいと思う。

事務局 表記については重々気をつけたい。

委員 課題3の文章の最後のICTというのは何なのか。

事務局 インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジーの略である。

委員 普通の人を読んでわかるのか。

事務局 言葉で書くと情報化技術と言ったりするが、一般化しているかどうかは  
感度の世界である。

委員 一般区民に訴えかける際に横文字の省略文字が出てくると、何だそれはと  
なる。

事務局 括弧で注釈を入れる方法も含めて検討させていただく。

委員 課題7の四角の中に3項目あり、「天然記念物、景観、近代化遺産」と  
ある。以前に戦争遺跡の話があったと思うが、近代化遺産に入らないのか。

事務局 等の中に入っている。今回まだ課題として整理しているので、本文にする  
ときにはしっかり後付けたいと考えている。

委員 去年、大橋の鉄砲打ちを見学に行き、よく残っているなと思ったので、  
それらも含めていただきたい。

課題8の6行目に「専門職員による学校教育への取り組みも推進する」とある。この文章の中で突然学校教育という言葉が出てくるが、文章として違和感を覚えた。専門職員による教育普及、啓蒙ぐらいで、なぜここで学校に限定されるのか。文化財担当の専門職員が文化財の保存、展示、記録等だけでなく、教育活動にも参加するという事ではないのか。

事務局 念頭に置いていたのは、今は小中学校で出前講座みたいな形で、専門職員  
が直接子どもたちとか現場に関わりたいという思いがあったので学校教育と  
してみたが、おっしゃるとおりだと思う。

委員            すごく限定されてしまうようなので、もっと幅広く教育普及と広げた方が、応用が利くのではないか。

2枚目の裏面で「5.世田谷の歴史・文化を物語る文化財群を一体としてとらえる取り組みについて」の2つ目の段落で「文化財等の歴史的なストーリーや周辺環境との関係性」という言葉があり、さらに2行下の真ん中にも「文化財等の歴史的なストーリーや周辺環境との関係性」と同じフレーズが重なっている。文章としては違和感があり、どちらかというとも最初の「適切な保存及び活用を進めることとする」を受けて、このモデルというのは文化財群を一体として捉えるモデルとして、こういうことがあるという流れだと思う。文章をもう少し練っていただきたい。文化財群一体というのは非常にインパクトがあり、そのモデルとして設定する。その具体的なモデルとして以下のイメージがあるという段取りで分かるようにしていただきたい。

同じページの「せたがやの中世・近世の歴史をたどる」の文章の3行目の終わり「中世に楽市に由来するボロ市も今に伝えられている」は「中世の」ではないか。

委員            そのような指摘なので検討していただきたい。

委員            課題1から課題8までであるが、課題7のみが「将来の」がついている。課題6は2020年でよくわかるが、将来の何とかに向けたというと、僕はもう少し近いように思っていた。相当先のことなのか。お話を聞くに従って遠近感が全く遠くへ行ってしまう。そうすると、今回の（仮称）世田谷区文化財保護活用基本方針では何をするのか。現状把握、現状把握とあるが、ここだけが少し遥か彼方のように思う。

それから、先ほどの御発言から言うと、本文の終わりから2行目で「区史などの書籍だけではなく、ICT」、ICTについて私はまた繰り返さな

いが、区史はいわば正史のようなものであって多少専門性があっても仕方がないが、そのバリエーションのようなものを作っていくところでは思っていた。いきなりICTと言うと、若干他にもやることがあるのではないか。例えば郷土教育の副読本や近現代編に特化した分かりやすい一般向けのものであれば、「区史などの書籍だけではなく」の中に、そういうものも入るのだろうと思っておきたい。

今の段階で平成何年にやるかとは聞かないが、この紙の中ではどのようなものをするのか、いつごろ本を出すのか若干御説明いただけると具体的なイメージをつかみやすい。

事務局 本計画自体は10年スパンの部分を見据えて考えているので、それぐらいの中で取り組める可能性があるかを見据えた課題設定にはなっている。

事務局 区史編さんについても、もちろん取り組む方向で素材集めを行い、庁内の体制づくりもあわせて進めていく形である。

委員 ここに実際に書いてあることのかかなり濃い部分は着手出来るのか。

事務局 予算的なこと等、今の時点で明確になっていない部分はあるが、もちろん方針を定めていく中でこういうことを位置づけていくので、そのままで済ませるということではなく、着手する。

委員 いずれここで言っているではないかと言われても大丈夫なようにきちんと書き込むことに意味があるということなのか。

事務局 そうである。

事務局 実際の編纂がいつになるかはいろいろ庁内的なものもあるが、昭和37年の「新修世田谷区史」以来まとまった区史に関する刊行物がないのは、教育委員会としても区民に啓発していくのに非常に問題であろう。実際に区史編纂がどうなるかは別にしても、きちんと区民に伝えられる形の調査や取り組み、デジタルミュージアム等の構想を持っている中で、区の歴史・文化を区

民の方に伝えられるコンテンツをきちんと整えていかないといけないと考えているので、この課題をもって基本方針に反映できる方針を入れていきたい。

委員 積極的に取り組んでいただきたい。このぐらいの大きな自治体になると、もう少し狭い間隔で区史編さんがあってもよいと思う。なぜそのようにいかないのかと思う区民も多いのではないかと一言申し上げておきたい。

委員 今の点は「将来の」という言葉が良くない。新しい区史等にすれば良いのではないか。

委員 近くなった感じがする。

委員 若干近寄る気がする。

もう1つ、「かつての世田谷」という表現が何力所か出てくるのが気になる。この場合の「かつての世田谷」というのは何なのか。結局、何となく古きよき世田谷のイメージが皆さん方にあるのかと思うが、果たしてそれが若い区民の皆さんも含めてイメージ出来ているのか。共通の概念として「かつての世田谷」あるいは「かつての生活文化」というのは認識されているのか疑問であるが、どうか。

事務局 我々が今まで使ってきた中では、今、住宅都市として近代以降成立してきているが、それ以前の農村時代の暮らしをいろいろな計画物では「かつての世田谷」という表現を使っている。それが単純な今いる人たちがちょっと昔で感じられるかつてというよりは、もう少し農村と住宅が混在してきた時期が基準になる。

委員 少し前まで田ばかりだったイメージを少し上の世代だったらみんな持っていると思うが、新しい世代にはなかなかその辺のイメージが持ちにくい気もする。

事務局 「かつての世田谷」という言葉を便利なフレーズのように使ってはいる

が、文章を書き込む中では、世田谷の実像、たどってきた歴史等の中で文化財が今まで取り組んできた取り組み、例えば次大夫堀民家園等の取り組みは、明治ぐらいまでの農村生活を保持してきたかつての時代をイメージしてつくっている。その辺はイメージがもう少しはっきりするように表現させていただきたい。

委員 写真や古地図を入れたりしていく。

委員 今は考え方の概要をお示しして議論のたたき台にしているが、実際の素案になるときにはしっかり文章を書き込んでいこうと思っている。そちらの中で説明のイメージが湧くように考えていきたい。

委員 課題1は全体にかかわる部分だと思う。何となく保存、保全ばかりである。もちろん活用もあると思うが、評価や世田谷区での価値、意義づけ等の文章があったほうが活用に展開する意味が伝わってくると思う。少し守りに入っているような文章ではないか。

事務局 もう少ししっかり課題として捉え、位置づけを明確にしていきたい。

委員 基本方針3に「若い世代への継承機会の増加を図ります」とあるが、先ほど10年のスパンで考えているとおっしゃられた。例えば今10歳の人が10年後は20歳になり、大学生ぐらいになる。私が考えているのは、次の世代を担っていくのは小学生、中学生ではないかと思っている。具体的に若い世代を10歳ぐらいの小学生にするのか、もっと広く大学生までにするのか、その辺が曖昧で、できるだけ小さいころから文化財教育の機会を与えるような具体的な言葉が欲しい。

事務局 1つには、小学校、中学校の義務教育世代については、いろいろな形で郷土学習の機会を設けたりや取り組んでおり、本方針に基づいてより充実させていきたい。もう1つは、小学生の間は例えば子ども囃子や地域行事等いろいろな意味で接点を持っているが、そこから成人を迎えるに従って地域との

接点がだんだん薄れてしまう。そういった若い世代をきちんと位置づけることも必要だろうと考えている。ここで言う若い世代というのは、学齢期から始まり、社会人になるまでぐらいの範囲で切れ目なく、文化財に接する機会があるべきだろうと考えている。実際にアプローチや人を集めるのが非常に難しいのは感じているが、これからの課題として考えていかなければいけない。漠然としているが、幅広さを持たせていることも逆にある。表現についても、参考にしながら、もう少しイメージできるように作っていきたい。

委員

冒頭、課題1で他部署との協力が必要であるとあった。保存・活用と言っている割には活用のイメージが随分消極的な気がする。それから、指定、未指定の件では、例えば圧倒的に未指定のほうが多く、何とかしなければならない。活用を見ると、代官屋敷や民家園等既にあるもの、指定されているものに対して活用は今までもやってきているし、これからもやるべきであるが、それに終始していると文化財や未指定のものを含めた活用というイメージはもう少し膨らませないと、とても積極的な提言にならないのではないか。

つまり、活用あってこそその保存というスタンスは必要だと思うし、民家園の活用の仕方も、どんどん人を入れたり、世田谷区は活用を重んじてきたと思っている。それが世田谷らしいところだとすれば、もう少し活用に力点を置いたり、イメージを膨らませたり、未指定の関係等も含めて、そこには恐らく空き家も入ってくると思う。今、世田谷が抱えている空き家問題等も、文化財にとっては50年たてば歴史的建造物としてはターゲットに入ってくる。だから、世田谷が抱えている問題とも関係しているはずである。

どう活用するか、新しいものと古いものという考え方もあるが、空き家を捉えれば両方入ってくるし、ほとんど未指定なはずである。未指定のことをどうするかという問題があり、活用しないとったいない。資産としてどう

なのかとなると、文化財の話だけではない。そこを広めたいと思っているのだったら、もう少しそのあたりをこのチャンスに広げた方がいいと思っているが、どうか。

事務局 おっしゃるとおりだと思っているが、新しい取り組みでどういう方向性を出すのかは、私どもの部署だけでなく、庁内でも調整していかなければいけない課題であり、庁内検討を進めていきたい。今回はまだ想定される取り組みということで限定されたものしか出すことができていないが、次回までには具体像も示しながら議論していただく準備をしていきたい。

委員 例えば地域の人にとって、空き家であることはかなり問題になっているはずである。それでは、それをどうするのか、文化財として何をしてくれるのか。要するに、地域とか人が気になるところは世田谷ではかなり大きい話ではないか。だから、文化財としてのアクションも起こさないとだめかと思っている。

事務局 今はまだ費用的な面もあり、建物までは取りつきにくいですが、石造物等は現地で残せる形で行政がどこまで出来るのかは庁内でも具体的に考えつつある。例えば固定資産税や相続税の関係で維持できない等の相談は受けているが、指定文化財でないものは公が対応することはできない。土地等を区に寄附していただく等、一定の条件があれば残すことができる可能性もあるので、行政全体でどう取り組めるのかは検討を始めており、1つのイメージとしては持っている。空き家等にも広げて考えられるのか、例えばトラスト等が地域共生の家として古い民家を改造してコミュニティのスペースとして活用している事例もある。どこまで広げられるのか調整した上で載せられるところを広げていきたい。

委員 道を残せる良い言い回しをお願いしたい。

事務局 承知した。

事務局 行政は計画をつくるとお金をかけて丸抱えでやらなければいけないという意識が結構強かったりするが、今御示唆いただいた視点で考えると、所有者がその価値に気づいてもらうアプローチもあると思う。それらも含めて広く捉え、どのような表現にするか考えさせていただきたい。

委員 文化財保存活用の基本理念の相関図で「関連性」「推進」「充実」と漢語表現を使っているのに対し、行政と地域社会との連携は「支える」という和語表現であるのは疑問がある。活用するなら、逆に行政と地域社会との連携に相互扶助のように何かあるのではないか。一方的ではないことをもう少し強調したほうがいいのではないか。「保存」は行政と地域社会との連携に行かないと思うが、「活用」は、もっと近いものにするとうたっている割には単なる支えになってしまっているのでは、もう少し考えたほうがいいのではないか。

2枚目の「3.文化財保存活用の基本方針」に想定される主な取組事例がたくさん書いてあり、素晴らしいと思うが、どれが従前を拡充するものなのか、新規なのかが分からない。逆にわざとぼかしているのか。例えば郷土資料館を核とした郷土学習のネットワーク形成は今全然やっていないように見える。基本方針2のデジタルアーカイブの活用は、現時点でデジタルアーカイブは整備済みで、それを活用するという意味なのか、デジタルアーカイブさえ今からつくっていくのか。皆さんはわかっていると思うが、現状と今後の課題が我々審議委員にはわかりにくい。審議会には明確にし、区民には明確にしない方がいいのか、行政的なものがあると思う。そうすると、これは本当にできるのかというのと、充実しているから今はいいという意見が審議委員からいただけると思う。野毛古墳まつりは既に行っているのに、想定される主な取組事業になるのかどうか分からない。

もう1つ、小田急線と新玉川線間の文化財は充実している感じがする



が、小田急線の外、京王線側に余りない気がして、地域的に偏りがあるのではないか。地図で言うと小田急線より右側に文化財がたくさんある。遺跡等があるから仕方がないかもしれないが、大きな世田谷区の中での偏りがあるのではないか。

事務局 実際には少ない。京王と小田急の間、特に環八までの間は早くから都市化が進展してしまった関係で、建造物等の残りが悪いのは事実としてある。ただ、あくまでもイメージであり、これから北沢や世田谷地域での魅力を充実させていきたい。

委員 何年か前に資料館で烏山寺町の展覧会等も開催したので、それらも含めていいのではないかと思う。

事務局 寺町等もあるので、これらを増やしていく中では1つのターゲットになると思う。

の住宅街として発展してきた中には、例えば上北沢の分譲時の町並み等もあり、近代化をたどるものは世田谷線そのものも含め幾つかあると思うので、イメージの中から幾つか膨らませていきたい。

委員 固有名詞として出るか出ないかは大きな違いだと思うので、目配りが大切だと思う。

取組事例は、行っているものなのか、将来的なものなのかかわからない。

事務局 次回には新規のものを切り分けてお出ししたい。当然今行っている取り組みの中でも、力をかけて充実していかなければいけないものもあったのでいろいろ載せている。確かに新たに何をすることが分かりにくいところは次回までに整理して、庁内で調査した結果がまだ十分反映できていないので、中身を充実させながら、今後新規でやりたいものは御議論の遡上にのせられるようにしていきたい。

委員 基本方針5の想定される事例の中にホームページとあるが、世田谷区のホ

ームページのことなのか。

事務局 これはまだ実施していないが、実はデジタルミュージアムの開設とリンクしている。

委員 デジタルミュージアムはもう開設しているのか。

事務局 これからである。そこのホームページ上でいろいろなコンテンツを充実させていきたい。

委員 ローマ字とか中国語も全部含めてなのか。

事務局 多言語化もその中で取り組んでいきたい。

委員 美術館との連携はないのか。

事務局 明確には書いていないが、視野には入れたいと思っている。

委員 今まで取り組んでしっかりやってきたことも多々あるので、その辺を生かしつつ前進させるものと新たに取り組むもの、重点的に推進するものを明確に区分けしておいたほうがいいと思う。総花的にやっていると、今までやっていたものが埋没するところもある。

委員 基本方針1の想定される取組事例の3つ目にみどりのフィールドミュージアムと書いてあるが、どういうものなのか。

事務局 既に取り組みをしており、みどりとみず政策担当部で成城学園の崖線から駅にかけて、次大夫堀公園を含んだ喜多見2・3丁目地区を農の風景育成地区に指定し、みどりのフィールドミュージアムという形で自然散策と一緒に文化財等を見て回るマップを作成している。今、みどりは崖線の自然と喜多見の農の風景を中心に組み立てているが、みどりとみず政策担当部も拡充していく意向を持っており、我々もまちの散策の中でいろいろなものを知っていただく機会をつくれればと思っている。今あるみどりのフィールドミュージアムの仕組みにのりながら、より充実させられるものを考えたい。

委員 特に文化財を取り巻く環境のイメージとは違うのか。

事務局       今は自然散策の側面からリーフレットを作成している。喜多見では農地がまだ残っていたり、氷川神社等の社寺の森が豊かな中に文化財も残っている。きちんとセットにして区民の方にわかりやすく伝えられる工夫をこれから充実させていきたい。今後より一体とした考え方を深め、区民に伝えられる工夫をしていきたい。

委員           並列されているからなのかもしれないが、文化財とそれを取り巻く環境という指摘はとても大事なことだと思う。今のよう成城から喜多見は農地が残っているという話でフィールドミュージアムをつくるとすると、他の文化財との関連が全然出てこないのではないか。

事務局       地域として設定している。地域でまとまるケースもあれば、他の地域も巻き込んだ文化財の捉え方もあると思う。今行っているみどりはエリアを限定しているが、イメージに掲げたように、いろいろなテーマを持って散策できるリーフレットも作成していかなければいけない。その中には必ず自然的な要素も入ってくると思うので、それをどのように連携しながらやっていくかが今の課題だと考えている。

委員           よくあるパターンであるが、たまたま残っているみどり、たまたま残っている文化財を結びつけるのは無理ではないか。関連づけて発信すると拡散してしまう。だとすれば、みどりのフィールドミュージアムの中に文化財的なものを見つけ出す。それぞれの家や店に残っているもので近代遺産的なものを発掘し、それぞれの人にその価値を認めてもらい、墨田区等の小さな博物館ほど大きなものでなく、コーナーでいいので小さなものの展示をフィールドミュージアムの散策の過程で見られたらおもしろいのではないか。単なる思いつきであるが、あちらのものとこちらのものを結びつけるよりも、

その中に文化財的なもの、未指定のものを発掘していくプロセスも  
区民に本事業を意識してもらう役に立つのではないかと思う。あえ  
て探してみると面白いのではないか。

事務局 今のお話も、地域の住民と一緒に活動していくときに、そういったこ  
とが出てきてもおかしくはないという受けとめであるが、エリアにもよると  
思う。みどりのフィールドミュージアムと書いても、普通の方は何だかわか  
らない。トピックス的に世田谷・みどりのフィールドミュージアムは、この  
ような趣旨で、こんなことをやっている写真も含めて載せる。ある角度か  
ら見たら、裏面の5.で我々が今後やろうとしている歴史・文化、文化財群を  
一体として取り扱おうとしている取り組みの1つのヒントになっている。こ  
のフィールドミュージアムも1つの核にしながら、 から のイメージ例に  
繋げていこうというのが分かるように、今回はA3の資料で骨だけ出してい  
るので舌足らずであるが、最初に見た方が分かるように編集に努めていき  
たい。

事務局 委員のおっしゃられたアイデア等も、裏面のストーリーとして把握してい  
く中では工夫して、どのようなことが出来るのか考えていきたい。家の中  
のお宝発見から古いものに興味を持ってもらうこともありだと思うので、検討  
していきたい。

委員 世田谷なんでも鑑定団の発想で、行政の財は分かっているので、民間の財  
に気づいてもらう取り組みだと思う。

委員 金額的な価値があろうとなかろうと。

事務局 意外と分からずに、改造したり捨ててしまったりする。

委員 むしろ金銭的な値がない方が文化財としては面白い。

委員 崖線マップ等に何々さんの家の門やどこのマンションの旧何とか門等、文  
化財になっていても、いなくても少しずつ入っているので、あれを充実する

と理解していいのか。

事務局        みどりの所管でも文化財も含めた散策マップ等を作成し、我々も文化散策マップ等をつくっている。お互いに連携しながら、良いところを伸ばしていくような取り組みは今後もやっていきたい。今は紙ベースしかないが、町歩き等でスマホやタブレットを持って情報を集めたりしながら歩かれる方も多いと聞いているので、そういったところにもしっかりと持っていけるように今後考えていきたい。

委員            ポケモンGOみたいなものを作ってはどうか。ただ、みどりのフィールドミュージアムとどこかの若い農家の人が自分のブログで言うならいいが、果たして行政が簡単に使っていい言葉なのかというのはある。

事務局        もう使ってしまってリーフレットもかなり配っている。

委員            課題1は記憶を含めた保存・活用をする、課題2は郷土資料館をネットワーク確立する、課題3は民家園を使う、課題4は代官屋敷を使うと来ている。課題5の地域文化財の継承と伝統文化の担い手の育成は、今までの人の保護から育成をしていくことを明確に出した方が良い。

東京オリンピックのために何かやるということ本文中に使うのはいいが、ここは言葉をもう少し考えてくれないといけない。区史編纂も大事な仕事であると言っておいて、タイトルは「世田谷区文化財保護活用基本方針」なのに、課題8に文化財の保存活用のための体制の整備と言ってしまうと、話としては一番最後が弱過ぎる。

郷土資料館なり民家園、これまで区が指定した文化財や登録文化財を活用することを何らか考えないと、近代的な要素の部分とリンクさせることは出来ないのではないかと。近代のものまで課題に挙げながら、世田谷区が活用方針を出していくことを言えたら、それだけでも大きな反応はあると思う。

委員            今の話は文化財の保存・活用についてソフト面が多いと思うが、ハード面

で文化財を保管している郷土資料館が大分昔に建てられ、現在でも今の郷土資料館のままで良いのか。宇奈根の収蔵庫は木造ではないのか。

事務局 軽量鉄骨で壁はボードである。

委員 防火建物なのか。

事務局 防火にはなっている。

委員 今度、野毛大塚古墳が国の重要文化財に指定された。郷土資料館に保管されていると思うが、国の重要文化財を展示するにふさわしい施設は考えていかなければいけないのではないかと。郷土資料館に限らず、文化財を区で保管する施設のハード面の充実、国の基準にのっとった設備に変えていくことは大事ではないか。基本方針に書き込めるかどうかは別にしても、今後、区としては重要文化財を並べられないと恥ずかしいので、きちんとした施設にしてほしい。

事務局 資料館についてはおっしゃるとおりである。予算措置にかかわる話ではあるが、おっしゃるように整備・改修等は進めていきたい。

事務局 近代建築活用の部分を広げていく点では、確かに町中での近代建築ウォッチの部分で限定的になっている。山田邸改修終了後、見ていただくのをきっかけにしながら、世田谷には小坂邸等近代建築そのものが残されているものもあるので、それを広げていくような具体的な活用方法を今後検討していきたい。次回にはもう少しいいアイデアが載せられるようにしていきたい。

委員 話が戻るが、基本方針を出して市民の皆さんに提案し、情報を発信してまた皆さんに見ていただかなければいけない。媒体として何を使っていくかと考えると、素案にはホームページやICTの活用等が出ているが、あちこちに散漫な形で出ることになるのではないかと。特定のプラットフォームを1つホームページの中に用意し、これから先の情報発信について一元的に行っていく試みがあるのか。この中にデジタルミュージアムを作り、文化財リストも

同様の形で作っていかうとしているのかよく分からない。

これから先、実際に情報入手するツールとしてインターネットやホームページを使って皆さんが見ることも多いと思う。どこを見たら今、世田谷の文化財行政がどのように進められているのか、一目瞭然になることが必要である。そこを通していろいろなサイトを見に行く形を考えているのか。きちんとこういうものを作るという形と言えるのであれば、言ってもらった方がいいのではないか。そうでないと、デジタル化、アーカイブ等いろいろ書かれていてどこに入っているのかわからないが、何かお考えはあるのか。

事務局 現在、担当者の中で検討しているが、行政的にこれからいろいろな意思決定をとらなければいけない。基本方針2の想定される主な取組事例で「(仮称)世田谷デジタルミュージアム」の開設とある。今まで郷土資料館では独自のホームページを持っていなかったが、郷土資料館のホームページとして位置づける中で、郷土資料館が持っていて通常は展示されない資料がデジタル上で見られるようになると考えている。そのコンテンツとして文化財行政が取り組んでいる内容、文化財リスト等も見えていただけるホームページを考えている。

委員 世田谷区役所のホームページの中で文化財行政という1つの入り口があり、そこからいろいろなところが見え、相互に関連していく形を作ることをご本方針の中でも言っておいた方がよいのではないか。区民の皆さんには、ここを見ればわかるという形にしておかないと、いろいろなイベントをあちこちでやっているが、トータルで何をやっているのか分かりにくい気がする。

事務局 まず、プラットホームづくりを今回はきちんとやっていきたい。その中で多元化等のツールも組み込み、郷土資料館だけではなく、民家園、文化財係も含んだ情報のセンターとしての仮想の場をきちんと作っていきたい。

委員 恐らく外に見せられる部分と内々の部分と分かれてくると思う。

事務局 データの管理等は中の部分として公開できない部分もあるが、なるべく多くの資料を区民の方に見ていただきたい。その中には子ども向けのコンテンツ等も入れ、学校に配られたタブレット等を通じ、教室でも教材として使えるものも組み込んでいきたい。

事務局 国や都、財団のホームページ等がある。区役所だけで管理しているものではないので、民もどこまでリンクが張れるかもあるが、御趣旨の点はとらまえていきたい。何とかミュージアムといっても、我々は勝手に分かっているつもりになっているが、見た区民の方がプラットホーム機能を有しているかどうか、この程度の資料では分からない。それはどういうものをイメージしているか、予算上の手当て等の課題があるのでどこまで描けるかわからないが、冊子編集する段階では可能な限り分かりやすく、必要に応じて絵図等も加えてつくっていかればと思っている。

委員 入り口が何か1つは必要である。

事務局 随所に何とかミュージアムと言っているので、何なのかの説明は必要である。

事務局 次回までにある程度イメージが固められる部分をお出しできるように整えたい。

委員 いろいろ意見が出てきているので、それを踏まえ今後のスケジュールになると思うが、その他の資料についての説明はよろしいのか。

事務局 参考資料として掲げたものについて説明させていただく。

前回、世田谷区がどの程度の文化財を把握しているのか、実態がよく分からないと指摘があったので、今の把握の状況について簡単にまとめてある。世田谷区は昭和39年に郷土資料館が開設され、そこで区史編纂の資料を作る形で、さまざまな形で資料の編纂を行い、昭和52年に文化財保護条例を制定し、総合調査も幅広く取り組んできた。資料の一覧表は以前にお出ししたと



おりである。

実際にネックになるのは、報告書を冊子の形で今管理している状況であり、幾つかは担当者が使いやすいデータにしていたり、美術品等も電子資料にまとめているものもあるが、統一したデータベースがない。「区内文化財の把握状況」の資料はお出ししているが、その後、現在まで追跡調査を一部分しか行っていない。あるいは担当者が聞いたものは、どういう状況かメモをしたりしているが、状況がきちんと把握されていることでもない。

今後、基本方針の中でも区史編さんに向けて課題でも挙げさせていただいたが、調査をしっかり行った上で文化財のデータベース化、所在を示すマップ等、指定文化財は整っていても未指定のものは非常に弱い。逆に指定されていなければ、文化財としても余り価値がないのではないかという印象を区民の方に与えている状況であり、今後しっかり整えていきたい。そこが基礎的な資料になってくると考えている。そういったものを区民の方にお示しし、身近にこんなにおもしろいものがあることを知っていただくことにつなげていきたい。あわせて、今後、追跡調査や補足調査等をどのように進めていくか、方針に基づいて年次計画で取り組んでいきたいと考え、参考資料を提出させていただいた。

委員 議論は尽きないと思うが、あらかじめ委員から意見が出たので、これらを参考にしながら進めていただきたい。

次に、今後のスケジュールについて説明願いたい。

事務局 「今後のスケジュールについて」の資料に基づいて説明する。

今回の審議を受けて事務局で資料を作成し、9月に再度機会を設けて御審議いただきたい。忙しい中、大変恐縮であるが、今年度中に作成したいので、ぜひとも御協力をお願いしたい。

9月中には素案を作成し、11月にパブリックコメントを実施したいと考え

ている。パブリックコメントの結果について、12月に審議会で御報告させていただきたい。年明け1月に本基本方針の基本的な考え方について御答申をいただき、事務局で案を策定し、4月に公表の予定で考えている。3カ月たち、委員の皆様にはタイトに審議会を開催することになるが、引き続き御協力を願いたい。

委員 今後のスケジュールについて御質問等があればお願いします。

次回は9月のいつごろを考えているのか。

事務局 議会の都合があるので後半を考えている。日程については別途調整させていただく。

委員 次回はある程度まとまったものを出さないことには進まない。

事務局 文書化したもので補足の説明を加えたり、表現を改めたい。

委員 審議会開催の前に各委員にメール等で意見を頂戴した方がいいのではないのか。

事務局 メール等で事前にやりとりさせていただく。

委員 今回もそうだが、直前では困る。

委員 直前に読んでおいて欲しいというのは厳しいので、もう少し余裕を見て、また同じことをやってはおさまりがつかない。

事務局 9月初めぐらいに1度お送りさせていただく。

委員 事前にやりとりして御意見を頂戴し、事前に御意見がないのに、この場で意見を言うのはルール違反ではないかということもある。なるべく事前に意見を聞いていただきたい。

今回いろいろ御意見が出たので、整理するのに時間がかかると思うが、よろしくお願ひしたい。それを基に一般にコメントを取ることになる。

事務局 そうである。

委員 どのような形で行うのか。

事務局 素案をホームページと区役所の担当所管の窓口、あるいは支所の区政情報コーナーに備えつけて閲覧できるようにさせていただく。「区のおしらせ」で特集号を組み、パブリックコメントの募集をお知らせし、メールや書面等で寄せられた意見について所管が整理する形になる。3週間ぐらいの期間を充てる形になる。

委員 区民のコメントの出し方はどんな出し方でも良いのか。

事務局 いろいろなツールを用意する。はがきもつけているし、足りない場合は封書やメール等でも結構である。

委員 パブリックコメントをどのように生かしていくのか。

事務局 出てきたものを受けて、行政としては、この指摘にはこう考えていることを整理したものをあわせて、計画案としていただいた意見のこういうところを直し、こういうところについては反映できないが、こう考えていることをお示しした上で訂正する箇所があれば御指摘いただきたい。

委員 タイトになっているが、都区内では初めて世田谷区が活用基本方針を定めていく。てんこ盛り過ぎて実際に運営するときに本当に出来るのかという危惧はあるが、基本方針を貫く姿勢だと思うので、ぜひとも良いものにしてもらいたい。

基本方針については、以上でよろしければ、事務局からの報告に移らせていただく。

事務局 初めに、文化財啓発事業についての報告である。

今年度行う文化財の啓発事業は、（仮称）世田谷区文化財保存活用基本方針の策定を契機に、区民の文化財に対する意識を高めさせていただくため、基本方針の関連事業という位置づけで行っている。現在予定している事業について説明する。

1つ目が例年行っているせたがや文化創造塾である。今年も文化財保護審

議会の委員の皆様にも講師を依頼しているが、御協力に感謝する。毎年御好評いただいている文化創造塾は今年度が10回目となり、教育センターで9月3日から11日までの間、全8講座開催する予定である。詳細についてはお手元のチラシを開いたところを御参照いただけたらと思う。

2つ目が次のチラシの奥沢神社の大蛇お練り行事の記念写真展である。大蛇のお練りは都内では当地のみであり、かつての生活文化の特色を示す重要なものであるとして、本年平成28年3月11日に東京都の指定無形民俗文化財に指定された。それを記念して奥沢神社の近くにある奥沢区民センターで8月3日から9月22日までの間、記念写真展を実施する。

次に、区のさまざまな取り組み状況について報告する。

資料にはないが、1つ目が殿山横穴墓群である。昨年、外環事業の中で発見され、殿山横穴墓群の教育的、文化的資源としての活用については、今年度検討会を立ち上げ、国と事業者NEXCO中日本、学識経験者、区民、行政を交えて協議をし、1回目の検討会が最近行われた。外環道の線形、工法等についても、国、事業者より詳細な説明を受けていたが、現在、計画どおりに工事が進捗すると、現地での保存は出来ない。しかし、地域の教育的、文化的な資源として貴重なものであり、出土品や調査成果についてより身近に感じることができる活用について、方向性を今年度中に取りまとめていく予定である。この間1回目が終わったばかりで、検討会の経過についても文化財保護審議会の場において適宜情報提供させていただきたいと考えている。

2つ目は、国重要文化財に指定される予定の野毛大塚古墳の出土品についてである。国の重要文化財に指定されることを記念するとともに、区民の方々に周知することを目的として、特別展「国重要文化財指定記念野毛大塚古墳展」を企画、開催する予定である。本年平成28年10月25日から郷土資料

館で実施したいと考えている。東京国立博物館所蔵の野毛大塚古墳の出土品については、今回借用せずに郷土資料館の重要文化財に指定された出土品を活用して展示する予定である。

委員 ただいまの事務局からの説明について御質問等があればお願いします。

委員 野毛大塚古墳の東博で持っているものは、現在、上野の国立博物館の平成館でたしか12月まで展示していると思うので、野毛大塚古墳の国で持っているものがここにあり、現在展示しているという紹介を置いておいてもらえれば、見た人が東博にも行くと思う。

委員 東博にも同様に行ってほしい。

事務局 紹介するようにしたい。

事務局 東博にもお願いしてみる。

委員 郷土資料館はどのくらいの期間で行うのか。

事務局 10月25日から12月4日まで約1カ月半である。

委員 それに伴うイベント等は考えているのか。

事務局 文化財係で野毛大塚古墳のシンポジウムを10月末に開催しようと思っている。発掘から20年ほどたち、重要文化財に指定されたことも含め、改めて野毛大塚古墳を見詰め直す形で行いたい。

委員 展示期間内なのか。

事務局 展示期間の冒頭になると思う。玉川区民会館を予定している。今、中身の最終の詰めをしているので、具体的に決まった段階で御報告させていただきたい。

委員 殿山横穴墓群の現地保存は出来ないだろうが、出土遺物については世田谷区が掘っているものも、東京都が掘っているものもあるのではないか。

事務局 今、東京都埋蔵文化財センターが整理作業を行っているが、それが終われば区に移管され、出土遺物については全部区で保管する形になる。

委員 遺跡は仕方がないが、出土遺物は区の財産として取り組んでもらいたい。  
展示会等も考えていただきたい。

事務局 東京都埋蔵文化財センターが幾つか現場を抱えており、整理に2年ほどかかるのではないかと。移管されれば、検討会の方針も踏まえ、どう扱うか報告出来ると思う。

委員 ただいまの説明に御質問があればお願いしたい。

せたがや文化創造塾は区が直営で行うことになったが、委員の方の講演もあると思う。集まり具合はいかがか。

事務局 実行委員会で行っていた際にはDMでの勧奨等も行っていたが、直営ではそうもいかない部分もある。チラシの配布先等を広げ、区外でも積極的にPRしているが、若干今までより少なくなっている。抽選にかかるものは出ていないので、締め切りは行ったが、追加も可能である旨、各所に案内をしている。

委員 せっかく中身のある創造塾であり、閑散としては困るのでよろしくお願ひしたい。

以上で本日の審議会の議題等については終わったと思うが、事務局から何かあるか。

事務局 以上である。

委員 日程等についてはメール等で連絡していただきたい。

事務局 日程表をお送りし、調整させていただきたい。

委員 時間は夜になるのか。

事務局 授業の予定等を考慮すると、また午後6時半ぐらいからお願いしたい。

委員 他になければ、以上で第3回文化財保護審議会を終了する。

午後8時00分閉会